

## 船橋市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

### (設置)

第1条 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援体制を構築し、子育て世代が安心して妊娠・出産、子育てができる環境を実現するため、船橋市子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市子育て世代包括支援センター
- (2) 位置 船橋市北本町1丁目16番15号  
(船橋市保健福祉センター2階)

### (機能)

第3条 センターの機能は以下のとおりとする。

母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項各号に掲げる業務を除く。）のこども家庭センターとしての機能

### (対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有する妊産婦及び18歳までの子どものいる家庭に属する者（以下「妊産婦等」という）とする。

- 2 災害等により市内に避難している妊産婦等のほか、市長が必要であると認めた妊産婦等については、事業の対象者としてすることができるものとする。

### (業務内容)

第5条 センターが行う事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊産婦等の実情を把握すること。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- (3) 心身の不調や育児不安などにより手厚い支援を要する者（以下「要支援者」という。）に対する支援プランを策定すること。
- (4) 要支援者の早期把握及び支援が包括的に提供されるよう、関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行う等、関係機関との連絡調整を行うこと。
- (5) その他妊産婦等が円滑に支援を受けるために必要なこと。

- 2 前項の事業を行うために、センターは妊娠の届出等の機会を通して得た妊産婦等の情報を継続的に把握して支援台帳を作成し、必要な情報を活用できる体制を整備するとともに、医療機関、教育施設、保育施設、児童福祉施設及び庁内関係部署等の関係機関から積極的な情報収集に努める。
- 3 第1項第3号に掲げる支援プランの策定に当たっては、支援の方法及び対応方針について、関係者及び関係機関等と検討するケース検討会議等を適宜設けるとともに、当該プランの策定後は、その効果を評価、確認しながら、必要に応じて見直し及び更新を行う。
- 4 第1項第4号に掲げる関係機関との協議の場が必要と判断した場合には、関係者会議等を通じて、ケースの情報共有と役割分担、連携方法等について協議し、決定する。その後も定期的な会議等を通じて支援の進捗状況を共有し、必要な連絡調整を行うことで、要支援者の早期把握と支援を行うための体制づくりに努める。なお、個人情報の取扱いについて、本人の同意を得る等個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約及び共有並びに記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化する等関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たるものとする。

(転出への対応)

第6条 要支援者が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関に連絡するとともに、転出先の自治体への連携方法について協議を行ったうえで、転出先の自治体へ連絡を行う関係機関を決定し、転出先の自治体へ要支援者に係る必要な情報が引き継がれるよう努める。

(秘密保持等)

第7条 センターの業務に従事する者は、妊産婦等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。